

コンプライアンス

基本的な考え方

東レグループでは、企業理念に沿って革新技術・先端材料を生かし、世界の重要な課題に取り組むことで社会への貢献を実現しています。そのためには、様々なステークホルダーと信頼関係を構築し、維持することが必要となります。そして、この信頼を得るには全ての事業活動に関わる各国の法令を遵

守し、誠実に行動することが欠かせません。そこで、経営トップが自ら率先してコンプライアンスを最優先課題として取り組むと共に、グループ内はもちろん、サプライヤーに対しても倫理・コンプライアンスの推進を求めています。

倫理・コンプライアンス体制

東レ(株)は、全社委員会として社長を委員長、執行役員を委員とする「倫理・コンプライアンス委員会」を設置し、労使一体となって倫理やコンプライアンスに関する方針審議や対策協議を行っています。更に東レグループで設けている内部通報制度の運用状況(通報(相談)件数及び内容等)を、倫理・コンプライアンス委員会を通じて取締役会に報告しています。

2024年度は、本委員会を2回開催し、東レグループの2023年度の倫理・コンプライアンス活動結果及び2024年度の活動計画・進捗状況について審議・協議したほか、コンプライアンス月間等の個別施策についても協議しました。各職場におい

ては、各本部・部門長をリーダーとしたトップダウンの取り組みから、ミドル層を起点に各職場で求められる活動をミドル層が自ら考え実行し、活動を通して得られた意見をトップに届けるミドルアップダウンの取り組みにシフトして活動を推進しています。

国内・海外関係会社については、倫理・コンプライアンス委員会の下部組織として「国内関係会社コンプライアンス会議」及び「海外関係会社コンプライアンス会議」を設置し、各社、各国・地域でのコンプライアンス活動の検討・推進を行っています。

倫理・コンプライアンス行動規範

東レグループの役員・社員が守るべき重要なルールとしての行動規範や、ヘルプライン、倫理・コンプライアンス推進体制などをまとめた「倫理・コンプライアンス行動規範」(2023年6月改定)を定め、その内容については、社長を委員長、執

行役員を委員とする倫理・コンプライアンス委員会において定期的に見直し、本委員会を通じて取締役に報告しています。また、本行動規範を東レグループの全ての役員・社員(嘱託、パート、派遣を含む)に周知徹底しています。

倫理・コンプライアンス教育の取り組み

東レ(株)では、社内イントラネット上に「CSR・法令遵守共通情報」を設置して情報を共有しています。更に、東レグループ全体では、業務と密接に関連する国内外の重要な法律・コンプライアンス情報を発信し、各職場における勉強会や企業不祥事の事例研究会の開催等、職場での話し合いを推進しています。

2012年度から、東レの全ての役員・社員(嘱託、パート、派遣を含む)を対象に「東レ倫理・コンプライアンスeラーニング」を継続的に実施し、当社の行動規範や内部通報制度浸透に向けた説明のほか、贈収賄防止や人権・ハラスメントに関する事例学習等、年度ごとにテーマを設定して実施しています。

2024年度は、「倫理・コンプライアンス行動規範」及び東レグループの内部通報制度をテーマに実施し、対象者の99.8%が受講の上、「倫理・コンプライアンス行動規範」の内容を理解し遵守する旨の署名を実施しました。更なる浸透に向けて、引き続き情報発信・教育を進めていきます。また、国内関係会社においても、同様の教材を活用し、教育を実施しています。

更に、東レでは従業員個人の倫理・コンプライアンスに関する取り組みを個人の評価及び報酬と紐付けるため、業績評価における評価基準に、「安全・CSR・品質保証・コンプライアンス」の評価項目を設けています。

内部通報制度の整備と運用

2003年度に構築した内部通報制度「企業倫理・法令遵守ヘルプライン」を、2010年度から国内関係会社も含めて運用しています。

東レ(株)では、社内の通報・相談窓口として、各事業場・工

場に窓口を設置しているほか、倫理・コンプライアンス委員会事務局宛の専用連絡ルート(Eメール、社内イントラネット上の専用フォーム)を設けています。

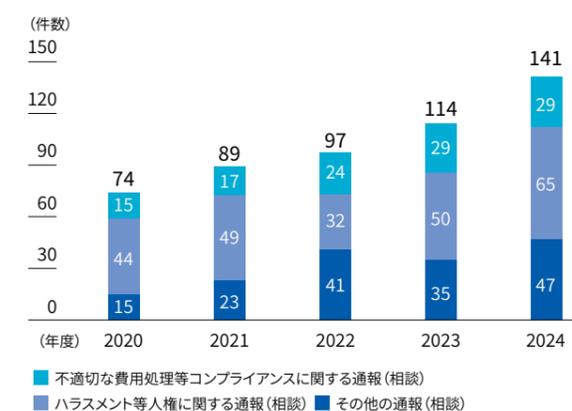
国内関係会社でも、各社で社内窓口を設置しています。更

に、国内の東レグループ共通の社外窓口を設置することで、より通報(相談)しやすい仕組みとしています。また、海外関係会社では、窓口を社内・社外・地域共通から選択して各社で設置しています。そして、各国・地域の法令や慣習等を踏まえて事情ヒアリングや調査を丁寧に行い、適宜、解決しています。

これらに加え、独占禁止法・贈収賄規制違反などの重大不正事案に関して、東レ(株)が東レグループ各社から直接通報を受け付ける「重大不正事案に関する内部通報制度」を導入しています。

2024年度は、東レグループ全体で計141件の内部通報(相談)を受け付け、懲戒処分に至った件数は不適切な費用処理等コンプライアンスに関する通報(相談)で6件、ハラスメント等の人権に関する通報(相談)で7件、その他の通報(相談)で6件の計19件でした。通報(相談)者に不利益が生じないよう、細心の注意を払って事実関係を調査し、問題が確認された場

東レグループ全体の内部通報(相談)内容と件数



合には、問題解決に向けた取り組みや就業規則などの各社社内規則に則った措置を進めました。

品質保証コンプライアンスの強化

東レグループでは、グループ全体の品質保証コンプライアンス強化のため、主に次の5つの課題に取り組んでいきます。

1. 『『品質保証体制のあるべき姿』のガイドライン』に基づいた品質保証体制の実現

東レ(株)及び国内外関係会社は、各部署が品質保証体制強化に向けて担うべき役割を規定した『『品質保証体制のあるべき姿』のガイドライン』に準じた品質保証体制を構築し、お客様の要求を確実に満たす品質保証力の維持・強化を図っています。

2. 監査機能強化による東レグループ全体の品質保証力のレベル向上

東レ(株)の各事業を担当するそれぞれの品質保証部署による国内外関係会社の監査、品質保証副本部長・品質保証企画管理部による各品質保証部署の監査、各品質保証部署の相互監査等を確実に実施することにより、東レグループ全体の品質保証力のレベルアップを図っています。

独占禁止法の遵守及び腐敗防止・贈収賄の禁止

1. 独占禁止法の遵守

「倫理・コンプライアンス行動規範」において、東レグループの全ての役員・社員が守るべき独占禁止法に関する行動規範を明示しています。また、独占禁止法に関する教育資料についても、東レグループの全社員向けに日本語と英語で作

3. 不正をしない人づくりと職場風土の醸成

2020年度より、毎年11月の「品質月間」に合わせて東レグループでも11月を品質保証強化月間と定め、品質保証コンプライアンス教育を実施しています。東レ(株)及び国内外関係会社へ教育資料を提供することにより、各部署・各社が主体的に教育を進めました。(2024年度受講者:24,841名)

4. 品質(保証)に関するお客様との契約の適正化

契約時の指針を定めた「品質保証に関する契約のガイドライン」に基づき、契約の総点検・見直し・適正化の取り組みを東レ(株)及び国内外関係会社に展開し、継続して取り組みを推進しています。

5. 不正をさせない品質データ管理システムの整備

測定の自動化、測定データの自動転送、検査成績書の自動発行等、極力人手が介在しないデータ管理システムの構築を東レ(株)及び国内外関係会社にて進めています。

成しています。日本国内では、独占禁止法遵守プログラムや独占禁止法レッドカードも作成し、各部署で活用しています。2024年度において反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により東レグループが受けた法的措置はありません。

コンプライアンス

2. 腐敗防止・贈収賄の禁止

2020年1月に贈収賄防止規程を新たに策定し、公務員や取引先との間の贈賄・収賄を明確に禁止すると共に、公務員や取引先との間の金品等の提供や受領についての承認・報告ルールを設けました。同様のルールを国内関係会社及び海外関係会社でも導入しています。

「倫理・コンプライアンス行動規範」では、東レグループの全ての役員・社員が守るべき腐敗防止・贈収賄の禁止に関する行動規範を明示しています。また、これに付随する「腐敗

防止・贈収賄の禁止に関するガイドライン」と教育資料についても、東レグループの全社員向けに日本語と英語で作成し、全社的に共有しています。なお、2024年度において腐敗防止・贈収賄の禁止により東レグループが受けた法的措置はありません。

東レ(株)では2024年10月、全ての役員・社員(嘱託、パート、派遣を含む)を対象に独占禁止法の遵守や腐敗防止・贈収賄の禁止の内容を含む「倫理・コンプライアンス行動規範」に関するeラーニングを実施し、7,365名が受講しました。

個人情報保護

東レ(株)では、「個人情報の保護に関する法律」を遵守するため、個人情報管理規程を定め、管理体制や管理手法を確立し、個人情報を保有する各部署において適切な管理を行っています。また、各部署における管理状況を定期的に査察しています。

2024年度は、個人情報に関する不服申し立てや漏洩はありませんでした。更に、主な国内・海外関係会社についても、各社の規程類に定めた管理体制や管理手法に則り、適切な管理を行っています。

「ミッションBEAR」活動の推進

東レグループは、2018年度からの施策として、「正しいことを正しくやる、強い心」というスローガンを掲げ、以下の4つのコンプライアンス行動プリンシプルを定め、より一層実効性のある取り組みを推進しています。



コンプライアンス行動プリンシプルの頭文字を取った「ミッションBEAR」活動では、東レグループ各社でコンプライアンスに関する宣言や対応計画を策定し、各社の実態に則した取り組みを実行しています。これらの各社の取り組みについて、定期的にフォローアップを実施すると共に、各社の良い取り組みをグループ内で共有し、各社が自律的にコンプライアンス活動を深化させることを推奨しています。

2024年度は、引き続き各社のコンプライアンス推進活動の支援と、コンプライアンス強化月間をはじめとするコンプライアンスに関する取り組みの共有、コンプライアンス意識アンケートの結果の共有とその活用を積極的に行いました。これらの活動を通して、地域・事業内容を意識したリスク対応を強化し、「強い心-strong heart (integrity)」を中心とした企業文化を構築していきます。

コンプライアンス行動プリンシプル

B: Be fair, be honest and have integrity

(フェア、正直、そして強い心)

E: Encourage respect and communication

(リスペクトとコミュニケーション)

A: Adopt a “genba” approach – Look to the facts!

(現場主義)

R: Responsibility as a member of our excellent company

(エクセレントカンパニーの一員としての責任)

安全保障貿易管理の徹底

安全保障貿易管理では、従来の大量破壊兵器等の拡散懸念に加えて、国際的な安全保障バランスの変化なども考慮して、リスクマネジメントを図る必要性が高まっています。

2024年度は、輸出や技術提供に関わる本部(部門)の役員等を委員とする安全保障貿易管理委員会を開催し、最新の

国際情勢や法令改正の動向等を踏まえ、対処すべきリスクを検討し、2025年度の施策を決定しました。また、委員は本部(部門)安全保障貿易管理委員会を開催し、全社的な施策の周知徹底を図ると共に、所管する部署や関係会社における留意事項等について追加的な施策を実施しています。